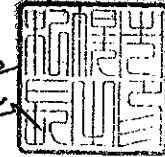


札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月3日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第27号

札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

札幌市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正前

別表1 (第3条関係)

区分	学校給食費の額 (1人1日につき)
小学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部の第1学年及び第2学年の児童	269円
小学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部の第3学年及び第4学年の児童	274円
小学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部の第5学年及び第6学年の児童並びにこれらの児童と同等の学校給食の提供を受ける職員	277円
中学校、義務教育学校の後期課程、中	328円

## 改正後

別表1 (第3条関係)

区分	学校給食費の額 (1人1日につき)
小学校及び義務教育学校の前期課程の児童のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助(同条第3号に規定する学校給食に係るものに限る。)を受けているもの	291円
特別支援学校の小学部の児童のうち、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の規定による同項第2号の学校給食費の全部の支弁を受けているもの	347円
特別支援学校の小学部の児童のうち、	

改正前		改正後	
等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びにこれらの生徒と同等の学校給食の提供を受ける職員		特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の規定による同項第2号の学校給食費の一部の支弁を受けているもの又は同項の規定による同号の学校給食費の支弁を受けていないもの	347円を上限として教育次長が別に定める額
		中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒	328円
		小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童と同等の学校給食の提供を受ける職員	382円
		中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒と同等の学校給食の提供を受ける職員	452円

## 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、この規則の施行の日以後に提供を受ける札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和4年条例第38号）第2条第1号の学校給食に係る同条第2号の学校給食費の額について適用し、同日前に提供を受けた同条第1号の学校給食に係る同条第2号の学校給食費の額については、なお従前の例による。